

拉致問題その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する 法律（北朝鮮人権法）

この法律は、2006（平成18）年6月に成立し、同月施行されました。※2007（平成19）年7月改正

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めること等を目的として、国及び地方公共団体の責務等を定めています。

この法律に基づき、国は拉致問題の解決のために最大限の努力をするとともに、地方公共団体と一体となって国民世論の啓発を図っています。

また、政府は、拉致問題の解決の取り組み等について毎年国会に報告し、公表することになっています。

ブルーリボンの意味



拉致被害者を取り戻すためのシンボルとなっているブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

アニメ「めぐみ」について



アニメ「めぐみ」は、横田めぐみさん拉致事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いた映像作品です。

同じく横田めぐみさんの話を中心に拉致問題の経緯等を描いたドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」もあります。

両作品共に人権ライブラリーで視聴・貸し出しが可能です。

人権ライブラリー：<https://www.jinken-library.jp/>